

国土交通省告示第千五百九十九号

建設業法施行令の一部を改正する政令(令和二年政令第百七十一号)の施行に伴い、建設機械施工について種別を定める等の件等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年九月三十日 国土交通大臣 赤羽 一嘉

建設機械施工について種別を定める等の件等の一部を改正する告示 (建設機械施工について種別を定める等の件等の一部改正)

第一条 次に掲げる告示中「第二十七条の三」を「第三十四条」に改める。

一 建設機械施工について種別を定める等の件(昭和四十八年建設省告示第八百六十号)

二 建築施工管理について種別を定める等の件(昭和五十八年建設省告示第五百八号)

三 土木施工管理について種別を定める等の件(昭和五十九年建設省告示第千二百五十四号)

(建設業法施行令の規定により二級の技術検定に合格した者について免除する一級の技術検定の実地試験に関する件の一部改正)

第二条 建設業法施行令の規定により二級の技術検定に合格した者について免除する一級の技術検定の実地試験に関する件(昭和三十七年建設省告示第千七百五十四号)の一部を次のように改正する。

本則中「第二十七条の七」を「第三十八条」に改める。

(建設業法施行令第二十七条の五第一項第一号から第三号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件の一部改正)

第三条 建設業法施行令第二十七条の五第一項第一号から第三号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件(昭和三十七年建設省告示第千七百五十五号)の一部を次のように改正する。

制定文中「第二十七条の五」を「第三十六条」に改める。

題名中「第二十七条の五」を「第三十六条」に改める。

本則中「第二十七条の五」を「第三十六条」に改める。

(技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件の一部改正)

第四条 技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件(昭和四十五年建設省告示第七百五十八号)の一部を次のように改正する。

制定文中「第二十七条の七」を「第三十八条」に改める。

本則中「第二十七条の七」を「第三十八条」に改める。

(昭和三十五年建設省告示第二千二百七号等に定める者のほか技術検定の受験資格を有する者を指定する件の一部改正)

第五条 昭和三十五年建設省告示第二千二百七号等に定める者のほか技術検定の受験資格を有する者を指定する件(昭和四十六年建設省告示第百九十二号)の一部を次のように改正する。

制定文中「第二十七条の五」を「第三十六条」に改める。

本則中「第二十七条の五」を「第三十六条」に改める。

(技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件の一部改正)

第六条 技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件(昭和五十六年建設省告示第五百六号)の一部を次のように改正する。

制定文中「第二十七条の七」を「第三十八条」に改める。

(技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件の一部改正)

第七条 技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件(昭和五十九年建設省告示第百十八号)の一部を次のように改正する。

制定文中「第二十七条の七」を「第三十八条」に改める。

(建設業法施行令の規定に基づき、技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件の一部改正)

第八条 建設業法施行令の規定に基づき、技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件(昭和六十二年建設省告示第千九百四十六号)の一部を次のように改正する。

制定文中「第二十七条の七」を「第三十八条」に改める。

(建設業法施行令第二十七条の十第一項の規定により、同項の表に掲げる額から減じる額を定める件の一部改正)

第九条 建設業法施行令第二十七条の十第一項の規定により、同項の表に掲げる額から減じる額を定める件(昭和六十三年建設省告示第千三百十八号)の一部を次のように改正する。

制定文中「第二十七条の十第一項」を「第四十一条第一項」に改める。

(建設業法施行令の規定により、技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件の一部改正)

第十条 建設業法施行令の規定により、技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件(昭和六十三年建設省告示第千九百三十三号)の一部を次のように改正する。

制定文中「第二十七条の七」を「第三十八条」に改める。

(建設業法施行令の規定に基づき、技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件の一部改正)

第十一条 建設業法施行令の規定により、技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件(平成二年建設省告示第千四百六十七号)の一部を次のように改正する。

制定文中「第二十七条の七」を「第三十八条」に改める。

(建設業法施行令の規定に基づき、技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件の一部改正)

第十二条 建設業法施行令の規定に基づき、技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件(平成五年建設省告示第千六百六十一号)の一部を次のように改正する。

制定文中「第二十七条の七」を「第三十八条」に改める。

(建設業法施行令第二十七条の七の規定に基づき免除の範囲を定める件の一部改正)

第十三条 建設業法施行令第二十七条の七の規定に基づき免除の範囲を定める件(平成六年建設省告示第千四百三十七号)の一部を次のように改正する。

制定文中「第二十七条の七」を「第三十八条」に改める。

(建設業法第二十六条の六第一項第二号イ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件の一部改正)

第十四条 建設業法第二十六条の六第一項第二号イ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件(平成十六年国土交通省告示第百六十四号)の一部を次のように改正する。

制定文中「第二十六条の六第一項第二号イ」を「第二十六条の七第一項第二号イ」に改める。

題名中「第二十六条の六第一項第二号イ」を「第二十六条の七第一項第二号イ」に改める。本則中「第二十六条の六第一項第二号イ」を「第二十六条の七第一項第二号イ」に改める。

(建設業法施行令第二十七条の五第二項第一号口(1)から(4)までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件の一部改正)

第十五条 建設業法施行令第二十七条の五第二項第一号口(1)から(4)までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件(平成二十七年国土交通省告示第千九十六号)の一部を次のように改正する。

制定文中「第二十七条の五第二項第一号口(5)」を「第三十六条第二項第一号口(5)」に改める。

題名中「第二十七条の五」を「第三十六条」に改める。

本則中「第二十七条の五」を「第三十六条」に改める。

(建設業法施行令第二十七条の五第二項第二号口(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件の一部改正)

第十六条 建設業法施行令第二十七条の五第二項第二号口(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件(平成二十七年国土交通省告示第千九十七号)の一部を次のように改正する。

制定文中「第二十七条の五第二項第二号口(3)」を「第三十六条第二項第二号口(3)」に改める。

題名中「第二十七条の五」を「第三十六条」に改める。

本則中「第二十七条の五」を「第三十六条」に改める。

(建設業法施行令第二十七条の七の規定に基づき、二級の技術検定の学科試験の免除を受けることができる期間を定める件の一部改正)

第十七条 建設業法施行令第二十七条の七の規定に基づき、二級の技術検定の学科試験の免除を受けることができる期間を定める件(平成二十七年国土交通省告示第千九十九号)の一部を次のように改正する。

制定文中「建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第二十七条の七」を「建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第三十八条」に改める。

題名中「第二十七条の七」を「第三十八条」に改める。

本則中「第二十七条の七」を「第三十八条」に改める。

附 則

この告示は令和二年十月一日から施行する。